

## 第1回 京丹波町地域福祉計画推進委員会 議事概要

日時：令和5年3月20日（月） 午前10時～午前11時30分

場所：京丹波町役場 1階 防災会議室

出席者：山下委員、片山俊明委員、大塚委員、友金委員、片山博憲委員、寺谷委員、吉田委員、若松委員、  
谷山委員、岬副委員長、谷口委員長、堀委員、入江委員、保城委員（14人）

欠席者：藤田委員（1人）

事務局：中尾部長、岡本課長、木南課長、西野補佐、原澤補佐

### 1. 開会（岡本課長の司会により進行）

### 2. 委嘱状の交付

町長から、委員代表として山下立男委員へ交付（他の委員へは事務局から手渡し）

### 3. 町長あいさつ

出席及び委員就任等へのお礼。

新型コロナウイルスの感染状況は落ち着いてきているが、決して安堵できる状況ではないと考えている。マスクの着用が個人の判断にゆだねられることとなった。少しずつ生活様式も変化するのではないかと考えている。そうした変化に応じた事業の推進を考えていかなければならない。

「京丹波町地域福祉計画」は、平成29年度から10年間を計画期間とするもので、昨年3月に皆様に御協力をいただき、見直しを行った。人と人との交流の大切さを再認識し、計画にも盛り込んでいただいた。課題の複雑化、潜在化など周囲の協力を得にくい、手を差し伸べにくい地域社会の状況変化が進行している。価値観の相対化や無関心の広がりや地域福祉に関する施策の推進にも大きな影響を与える。大きな危機感を感じている。委員の皆様から幅広い観点から協議をいただき、誰もが安心して暮らせる町づくりに御協力をいただきたい。

本町では、来年度から成年後見制度の利用促進のための機関の設置を考えている。委員の皆様、住民の皆様の御理解と御協力をいただきたい。

### 4. 自己紹介

各委員、事務局の順に自己紹介。

### 5. 委員長、副委員長の選出

事務局：選出方法についてお諮りする。

事務局：御意見がなければ、事務局から御提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。

委員 : 結構です。

事務局 : 前期に引き続き委員長に谷口委員様、副委員長は岬委員様にお願いしたい。御賛同いただける方は拍手をお願いします。

拍手多数、異論なく下記のとおり決定。

委員長 ( 谷口 誠 委員 )

副委員長 ( 岬 秀一 委員 )

### <委員長、副委員長就任あいさつ>

#### ・谷口委員長

前期に引き続き委員長に就任させていただいた。不慣れであるので、皆様に御協力いただき、務めさせていただきたいと考えています。どうぞよろしくをお願いします。

地域福祉の推進に一番のネックとなっている新型コロナウイルス感染症も一定落ち着きを見せているものの、5月から5類へ移行、季節性インフルエンザと同等の対応となるようです。ただ、油断するといつぶり返すかわかりません。体調には御留意ください。

#### ・岬副委員長

私も前期に引き続き副委員長を務めさせていただきます。諸先輩がいらっしゃる中で、恐縮しておりますが精一杯務めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

## 3. 協議事項

### (1) 委員会の設置要綱について

- ・資料1「京丹波町地域福祉計画推進委員会設置要綱」についての説明。

(説明：事務局から説明)

委員からの質疑、意見はなし。

### (2) 京丹波町地域福祉計画の概要について

- ・資料「京丹波町地域福祉計画 改訂版 概要版」についての説明。

(説明：事務局から説明)

委員： 人と人とのつながりは大変大事なものですが、これだけ少子高齢化が進む中、支え手が非常に減少する中で、地域福祉計画を推進するためには、やはり活躍できる人を作っていくということが重要なんですが、本当に大変な状況だと思います。

45年ほど前に地域の役員として活躍いただいた方は、大体50歳代でした。今は大体70歳代の方が担われている。例えばボランティアの担い手などもそうした影響で少なくなっているのではないかと思う。

やはり、若い人に住んでもらえる町づくり、それを基本に置く必要があると思う。合併した

時1万7千人いた人口も今は1万3千人です。特に役員の担い手の問題は深刻で、今日もお見えになっていらっしゃると思いますが、老人クラブなどは大変な状況になっているのではないかと思います。いろいろ御意見をお伺いしながら良い方向が見いだせればと思います。

特別なことではありませんが、そうしたことを抜きに計画だけ独り歩きすると形だけのものになってしまいます。具体的にどうしていくかという議論になればと考えています。

委員長： おっしゃるとおり、計画だけになってしまうと意味をなしませんので、そうしたことを踏まえながら考えていけたらと思います。事務局何かありますか。

事務局： お話しいただいたとおり、人口減少というのが一番ベースとなる課題であると思っております。そこから波及する課題が多い状況であり、役員のなり手の問題、ボランティアの減少の問題などすべてがつながっているということかと思っております。ただ計画を立てるだけではなく、根底にある課題をしっかりと把握した上で、進めていく必要があるということを改めて感じたところです。そうしたことから、様々なお立場の方がお集まりいただいているということが重要であり、有意義であると思っております。いろいろと御意見をお伺いできればと思っております。先ほどお話が出ました老人クラブ連合会の状況はいかがでしょうか。

委員： 私は団塊の世代の少し下の世代になると思います。私より上の世代は、老人クラブでもかなり人数が多い世代です。それぞれ若い時から役員を経験され、活躍されてきた方です。老人クラブは大体65歳から構成されていますが、65歳から70歳代の前半の世代が本当に数が少ない状況です。単位クラブに1人か2人という状況です。その世代の方はまだ現役で仕事をされています。以前であればそろそろ隠居なので、年寄同士でわいわいやろうか、という活力があったわけですが、それが今は、後期高齢者になるまで働いておられる方もあり、まだ老人ではない、という意識の方も多い状況です。それは、それで良いことでもありますが、老人クラブという組織にとっては、会員の確保という面で非常に難しい状況です。年齢の高い方は、どうしても体の不調があったり、新しいアイデアが浮かんでこない、さらにはコロナの影響で集まることもできなかった。活動も停滞しております。単位クラブもだんだんと減ってきており、従来の半分くらいの数になっています。

集まる機会も減ってきていますが、こうした計画のことについても話ができればと思っております。組織の立て直しが必要な時期だと思っておりますので、皆さんから御意見がいただければと思っております。

委員： 概要版の6ページですが、地域の居場所づくり（ふれあいサロン活動）は、基準値72会場、現状66会場、目標50会場ということで、多くの場所で活動が進められていますが、町民の方への広報、発信はされているのでしょうか。

それともう1点、地域の教科書作成件数が目標値が12件で、現状が0件、そもそもこの地域の教科書作成というのは、何を意味しているのでしょうか。

事務局： 6ページのサロン活動等については、社会福祉協議会にも支援をお世話になっているところです。コロナの影響で思うような活動ができないというお声も聞かせていただいております。

副委員長様からお話しいただけますでしょうか。

副委員長： サロン活動、高齢者の居場所づくりにつきましては、社協が中心となって進めております。広報としては、社協の広報誌やボランティア情報誌で実施しております。

また、こどもの居場所づくりにつきましては、社協のボランティア登録をいただいたり、母子寡婦福祉会で取組を実施いただいたりしております。あんしんアプリで勉強会のお知らせがされているかと思います。

目標値ですが、72会場から50会場に減少していますが、人口減、担い手の減少、サロンに来る方の高齢化、施設入所されたりという原因で、サロン自体がなくなってしまう、活動を止められる地域が出てきているのが現状です。さらにコロナが追い打ちとなり、頑張っていたサロンもあるわけですが、一度活動が止まりますと再開が難しいといった状況もあり、目標値としては下がっているという理由です。これを増やすということはいろいろな状況を考える中で少し難しいと感じております。

委員長： 地域の教科書の方はいかがでしょうか。

事務局： 6ページにございます地域の教科書ですが、特に移住者の方に向けた各地域、集落の約束事であったり、ルールをまとめたものをお示しして、地域のことをよく知っていただいた上での移住につなげていく、そういう内容のもののようにございます。現状は0件となっておりますが、違った形でお示しされているところもあるようですが、地域の教科書と呼ばれる形でまとめられているところはないということで、現状評価としては0件ということになっております。

委員： 京丹波町で発行されている「京丹波町暮らしの便利帳」ですが、内容も網羅的で大変良いものだと思います。あのようなものを教科書というなら、移住される方にとっても非常にわかりやすいのではないかと思います。各地域ごとに教科書を作るとなると大変ですから。

もう1点、学童保育に関して、特に共働きの御家庭にとって、大変助かっていらっしゃると思いますが、その中で、障害をお持ちの児童は、学童保育に預けることに非常に勇気がいると思います。迷惑をかけているのではないかと心配もされると思います。他の地方公共団体では、発達支援を必要とする子供達に特化した学童保育を設けられているところもあります。もちろん専門的な知識をお持ちの方が携わっておられますが、学童のきめ細かな支援をするためには、そういった施設も今後必要になってくるのではないかなと考えています。人材不足の折から大変ですが、方向性としては必要ではないかと思っております。

事務局： 障害のある児童について、町内には放課後デイサービスという福祉サービスを提供しているところが1か所しかありませんが、やはり人員が確保できないため、受け入れができる児童数も限られている、町内での受け入れができないので、町外の事業所でお世話になっている、それでも十分でないという現状がありまして、希望されても提供ができないという、本町でかなり不足している部分であると認識しております。

委員： 今後検討いただければありがたいと思います。

委員長： 関係機関との調整等よろしくお願いします。ほかにいかがでしょうか。

後ほどでも結構です。お気づきの点がありましたら御意見等お出しください。

### (3) 京丹波町成年後見支援センターの設置について

- ・資料「地域の力を支える力に 支える力を地域の力に」についての説明。
- ・資料2「京丹波町中核機関（案）について」についての説明

(説明：事務局から説明)

委員長： 何か御意見等ございましたらお出しいただきたいと思います。

委員： 資料の5ページに、保佐人、被保佐人という言葉がありますが、どういう意味か説明していただけますか。

委員長： ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

事務局： 資料の4ページをご覧くださいと思います。保佐については、先ほどご覧いただきました成年後見制度の2つの種類、任意後見と法定後見のうち、法定後見の1つの類型になります。そこにありますように、保佐とは、重要な手続きや契約などをひとりで決めることが心配な方が対象であるということ、その方に裁判所として支援をする人が必要であると決定された場合に、その支援を実施される方が保佐人と呼ばれる方、また保佐人から支援を受けられる方が被保佐人となります。

委員： 後見人の仕事に対する報酬は、当事者が支払う必要があるのですか？いくらくらいですか？

事務局： 施設入所者の場合は、1月当たり1万8千円、在宅の場合は1月当たり2万8千円、弁護士さんの場合は、そういった金額になると聞いております。

委員： 基本的に家族や親族がやってきたことですね。やれることでもあるし、それならお金を支払う必要もないし。家族も後見人になれるけれども、家族や親族がいない方などが後見人が必要ということになるのでしょうか。

事務局： 身寄りのない方も増えてきているという課題も背景にはあると思います。これまで家族が支えてきたところが、支える方がなくなってきたということも課題にあるかと思います。

委員： 現状どれくらいの方が後見人等から支援を受けておられるのか。

事務局： 京都家庭裁判所から提供を受けた資料によりますと令和3年12月末、京丹波町で35人が利用されているとお聞きしております。

委員： 社協が実施されている事業とは別か？

副委員長： 社協で実施している事業は、後見制度ではなく、権利擁護事業という金銭管理を行う事業になります。年間30人前後の支援を行っています。

委員長： ほかに御意見や御質問がなければ、少し時間もありますので、近況の報告をいただければと思います。いかがでしょうか。

委員： 成年後見制度の利用促進のためのセンターを作るということは、非常に良いことだと思います。何でもそうですが、町内におられる困っておられる方に行政が目を向けていくということがとても大切で、人数は少ないけれども大きな町と同じようにサービスを受けることができ、安心して暮らせる地域、積極的で能動的な支援を行い、支えるとか支えられるといったことを意識しない社会を作っていくことが大切だと思う。

委員： 地域の教科書についてですが、例えば集落の歴史、どれくらいの人口があるか、自治会の年間行事、お寺や神社の祭事のことなどが詳しく載っています。Uターンで戻ってこられた方、Iターンで地域に来られた方が一目見れば地域の現状がわかる、B5サイズくらいの小さな資料です。もし、見たいという方があれば、南丹市の日吉支所に地域支援の係がありますので、そちらに行かれたら見せてもらえるし、いただくこともできると思います。

委員長： 事務局の方で情報収集をいただければと思います。

事務局： 情報収集はしているかもしれませんが、担当課に確認し、参考とさせていただきたいと思います。

委員： 竹野活性化委員会のように、まとまった推進母体があればできるかもしれませんが、各集落で行うとなると難しい場合もあるかもしれません。園部の天引地区でも私の知り合いが取り組んでおられますが、天引も特化した組織を持っておられます。小さな集落でもマニュアルのようなものがあればそれに沿って取り組むことができるかもしれません。

委員長： 実績が0件ですので、1件でも取組が進められたらと思います。

委員： 集落に移住されてきた方に、協力いただきたいことなどは、区長さんを通じてお願いすることになると思いますが、お伝えすべきことが伝えられていなかったことで後でトラブルになるということもあります。区費のことにしても、なかなか理解してもらえないこともあるようです。ひな形のようなものがあれば、区費のこと、神社のこと、掃除のことなど各集落で取組が進むと思います。

また、歴史を伝える、教科書的な側面はとても大事な取り組みだと思います。小学校の児童で地域の調査をするという取組をしていますが、授業時間の関係もあり、学校に近いところしか行けないという制約があります。各集落の歴史をまとめたものがあれば、子供たちにとってもふるさとを知る勉強ができますので良い取組だと思います。

そうしたことが進められると、町で取組んでいる空き家対策のPRにもつながると思います。他所から本町に移り住まれる方にも町のことをよく知ってもらって、良いところだと思ってもらって、人と人とのつながりが増えればうれしいと思います。

委員： 私は、民生委員もしておりますので、自分の住んでいる地域について、回ってやっている訳ですが、なかなか一人では十分できない、皆さんに助けられている、そのような現状です。福祉の底上げのために、民生委員と一緒に活動していただく福祉支援員という方がいらっしゃる地域もあるようです。福祉に関する関心を高めるという観点から、地域を見守る方が増えるということになりますので、そういう対策も検討いただければと思います。

費用の負担、個人情報保護など課題を挙げればきりがありませんが、1人でもそういう人が増えれば、底上げが図れるのではないかと思います。

私は常々、今こうした福祉のことを一生懸命やっておかないと、私もいずれは世話をかける側にまわりますので、自分の将来のためにも今頑張っています。

委員長： いろいろと御意見をいただきありがとうございます。時間も少なくなってきましたので、次に移りたいと思います。

#### (4) その他

事務局： 次第に項目を記載しておりませんが、京丹波町社会福祉協議会で策定されました地域福祉活動計画をお配りいただいておりますので、副委員長から御説明をいただければありがたいと存じます。

#### 京丹波町地域福祉活動計画について

- ・資料「京丹波町地域福祉活動計画 1. 5期 改訂版」についての説明。

(説明：副委員長から説明)

この計画は、令和2年3月に策定した第1期計画をコロナ禍の下、計画どおりの活動ができなかったという状況を踏まえ、改訂を行ったという経過がございます。

先ほど町から説明がありました地域福祉計画と連携、補完するという位置づけとなる計画です。

地域福祉活動計画では、コロナ禍における地域活動のあり方を検証し、第2期計画へ発展させていくための1.5期という計画になっています。コロナ禍で私たちは様々なことに気付かされ、改めて地域活動について考えるそういう機会でもあったと思います。

重点目標は、第1期計画と変わりませんが、この間の経験と気付きをこれからの活動に生かすため、ステップアップをしなければならないと考えています。活動に関わっておられる方にお伺いすると、これまで続けてきた取組を再開したいと考える方が非常に多かったわけですが、役員の減少、少子高齢化などの現状を踏まえ、将来を見据えて持続可能な方法を考えていくことも重要ではないか、また、活動の意義を語り合い、原点に立ち返って、活動を継続する原動力としていただきたいといったポイントを記載しております。

須知高校生の意見を記載しておりますが、社会福祉協議会では、毎年須知高校の1年生に対して、「京丹波学」という授業の1コマを「福祉教育」としていただいております。この中でこうした意見を聞かせていただきました。小さいうちから福祉について学ぶ機会を設けることが大切であると考えております。

この計画は、1.5期としておりまして、当初、令和5年度から新たな第2期の計画が始まる予定でしたが、令和6年度から令和8年度までの3年間で第2期の計画期間とすることになりました。また、令和9年度からは、京丹波町地域福祉計画も新たな計画期間が始まりますので、計画期間を合わせることで、より連携し、補完できる計画となるようにしていきたいと考えております。

委員長： ありがとうございます。その他ありますか？

事務局： 京丹波町地域福祉計画に関しまして、町のホームページで情報を公開しております。本日の会議の議事録についても、発言者の特定はせず、発言内容に関して公表させていただくことを予定しておりますので、ご了承いただきたいと思います。

また、次回の会議の日程ですが、先ほど説明をしました京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会を本年11月に開催予定としております。協議会開催前に、令和5年度第1回目の地域福祉計画推進委員会を開催したいと考えております。日程については、改めて御案内させていただきます。

委員長： 予定しておりました協議事項は以上となっております。

全体を通じて、何かお気づきの点がございましたらどうぞ。

無いようでございますので、以上で会議を閉じさせていただきます。ありがとうございます。

事務局： 委員長様司会進行、ありがとうございます。委員の皆様も多方面から様々な御意見をいただき、ありがとうございました。今後の地域福祉の推進に生かしていきたいと考えております。閉会に当たりまして、副委員長からごあいさつを頂戴します。

#### 4. 閉会（副委員長あいさつ）

皆様、大変お疲れさまでした。本日は、たくさんの御意見をいただきまして、町が直面する人口減少という課題がある中で、地域福祉計画をどのように進めていくのかということについて、非常に重要であると感じたところです。また、成年後見支援センターの設置について御確認をいただきました。私も支援センターの設置に向けた準備会に加わっておりましたが、検討を重ねる中で、成年後見制度につながらなくても、複雑な課題を抱え、個々の担当課だけでは解決できないような、全ての世帯員に支援が必要であったり、法的な支援が必要であったりというケースが増えてきていることを実感しております。この支援センターの設置については、その果たす役割が大いに期待されていると思っております。この委員会も広く意見を求める場として地域連携ネットワークに位置付けられるということですので、その役割を果たしていけるように皆様の御協力をお願い申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日は、大変お疲れ様でした。